

令和2年度第1回伊予市地域福祉計画策定審議会・伊予市地域福祉活動計画策定審議会

会 議 録

日 時 : 令和3年1月19日(火) 14時~16時10分

場 所 : 伊予市役所4階 大会議室

出席者 : (会長) 前田 眞委員、(副会長) 上本 昌幸委員

(委員) 中井 淨委員、岡本 正満委員、植木 規子委員、高本 英昭委員  
成木 睦美委員、渡邊 博隆委員、井手 一仁委員、高杉 公人委員  
金澤 功委員、西川 重子委員

(事務局) 【福祉課】

米湊 明弘課長、松田 智樹課長補佐

渡部 真理子主任、隅田 知秀主任

【伊予市社会福祉協議会】

出来 和人局長、岡田 昌人次長

欠席者 : 重藤 淳子委員、岩井 孝子委員、水田 恒二委員、森川 隆委員

次 第 : 1 開会

2 会長あいさつ

3 自己紹介

4 議事

(1) 伊予市地域福祉計画の推進状況について

(2) 伊予市地域福祉活動計画の推進状況について

(3) 今後のスケジュールについて

(4) その他

5 閉会

会議内容 : 伊予市地域福祉計画策定審議会条例第6条により、会長が議長となり、議事が行われた。

(議長)

皆さん、改めましてこれからよろしくお願ひいたします。

今日の議事は、大きくは三つあります。一つは、伊予市地域福祉計画の進捗について、もう一つは伊予市地域福祉活動計画の進捗についてです。あとは、今後のスケジュールについてという形になります。

先ほども話をしましたが、3年間やってきて、その内容について皆さんからも御議論をいた

だき、残りの2年間にに向けてよりよい活動になるように、忌憚のない御意見を伺いながら参考にさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に沿って進行させていただきたいと思います。

最初に、(1)です。伊予市地域福祉計画の進捗状況についてということで、事務局からお願いいたします。

## (1) 伊予市地域福祉計画の推進状況について

(事務局)

事務局よりご説明いたします。

本日は、計画推進3年目の中間年として、その後の進捗状況についてご報告をさせていただきます。まず初めに、今回初めて審議会に出席される委員の方もいらっしゃいますので、簡単にこれまでの概要をご報告させていただきます。資料は、前のスライドおよび、概要版2ページ・3ページ、冊子の4ページ・5ページをご参照ください。

第3期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画は、上位計画である「第2次伊予市総合計画」の理念のもと、地域福祉を推進するための、「福祉の総合計画」として、平成30年3月に、計画期間を5年として策定されました。社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」と社会福祉協議会の定める「地域福祉活動計画」とを一体的に策定し、計画の名称を「しあわせのまちづくり計画」としています。

基本理念を「一人一人の住民が、その人らしく、安心して生き生きと暮らせるしあわせのまちづくり」とし、4つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標に沿って計画を推進しているところです。目指すべき将来像は、地域共生社会の実現に向けて「人」「まち」が「つながり・つながる力」を大切にしながら共に成長し、一人一人がその人らしく安心して生き生きと暮らせる『しあわせのまち』になることです。

まず、計画の進捗状況についてご報告します。こちらのスライドは見えにくいので、お手元の資料14ページをご覧ください。計画推進にあたり、関係各課と連携しながら、現時点までの主な取り組みの推進状況をまとめたものです。

先ほどお話しました4つの基本目標ごとに、施策・取り組みと主に担当する部署として関係の課、昨年度からの取り組みの内容をまとめております。継続して取り組んでいるものも多いですが、取り組みの中で特に充実を図っているものについて、目標ごとにいくつか挙げたいと思います。

基本目標1、「地域福祉」を支える人づくりにおいては、包括的支援体制構築事業の推進。

基本目標2、地域でつながる仕組みづくりにおいては、地域力強化推進事業。

基本目標3、誰もが暮らしやすい環境づくりにおいては、生活困窮者自立相談支援事業の推進。

基本目標4、福祉サービスを推進する基盤づくりにおいては、福祉まるごと相談窓口による相談支援体制の充実強化や、令和2年3月に策定された「第2期伊予市子ども・子育て支援事業計画」の中で「子どもの貧困対策の推進」が追加されたことなどがあげられます。

後ほど、これらの取り組みの中から、包括的支援体制構築事業について、担当よりご報告させていただきます。

次に、計画の進捗状況を検証するために数値化できる成果指標として、上位計画である「伊予市総合計画」をもとに、基準値・目標値を設定していますので、令和元年度（2019年度）の数値をご報告します。お手元の資料15ページをご覧ください。目標値については、総合計画から挙げておりますので、目標年は2025年となっています。

令和元年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている事業もありますが、目標値にほぼ近いものや、すでに達している指標もあります。数値だけでは評価できない部分について、結果の分析等をもとに、事業を推進していく必要があると考えます。なお、施策評価結果及び総合計画については、市のホームページに掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

また、成果指標として市民アンケートの結果からも目標値を設定しておりますが、今回のアンケートについては、来年度（令和3年度）に実施予定となっております。各目標の達成状況については、アンケート結果等もふまえ、次期の4期計画策定に向けて、さらに評価分析をしてまいりたいと思います。

続いて、地域福祉計画の主な取り組みのひとつとして、昨年度も報告しました「包括的支援体制構築事業」のその後の進捗状況と今後の取り組みについて、担当より報告いたします。

（事務局）

私からは地域福祉計画の主な取り組みのひとつとして、「包括的支援体制構築事業」の進捗状況を報告いたします。

「包括的支援体制構築事業」は、地域共生社会を実現させるための地域づくりを推進する体制づくりのことで、国のモデル事業となっています。社会福祉法改正により、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備が市町村の役割とされたことから、地域福祉計画において、地域福祉の課題を解決するための取り組みとして位置付けています。

伊予市では、平成30年度より「多機関協働による包括的支援体制構築事業」、令和元年度から「地域力強化推進事業」に取り組んでいます。多機関の協働による包括的支援体制構築事業は、複合的・複雑化した課題に対し多機関が協働して受け止める相談支援体制の整備、具体的な取組として、「福祉まるごと相談窓口」の開設をしております。

地域力強化推進事業は、身近な圏域で住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる環境の整備と地域課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を行うこととなっております。取り組みのポイントとしましては、多機関協働事業の推進強化では福祉まるごと相談窓口

における庁内外との連携支援体制の強化、プロジェクトチームを中心とした事業の検討。地域力強化推進事業では、既存の事業や組織などを活用した取組を行っております。具体的には、他人事を我がごとに変えていくような働きをする環境を整備するため、「ほっとネットいよし」や生活支援体制整備事業等の各地域活動団体に向けた取組の推進。地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保として、市内の各相談機関や福祉関係事業所等において、事業・制度の周知や情報提供等を実施していく事としています。

福祉にかかる総合相談窓口として平成30年11月に開設した「福祉まるごと相談窓口」についてご説明します。窓口の特徴としましては、従来から開設している各機関の窓口はこれまで通りの体制で対応し、「どこに相談したらいいかわからない」「複数の課題がありいくつかの部署にわたって相談する必要がある」などといった場合に、関係する機関への連絡調整や支援体制の整理などを担う事が大きな役割となっています。関係部署や機関につなぐ際は、必要に応じて同行や同席をして、その後の経過についても連携を図るようにしています。現状では制度に結び付かないケースには、伴走支援を行い、制度や支援につながる状況になれば関係機関につなげていくようにしています。また、所管課で関係している相談機関等が困った場合に、包括化推進会議を活用し、協議する事ができるようにしています。

こちらは、伊予市の福祉に関する主な相談窓口です。それぞれの窓口が、専門性を活かした相談を行っていますので、各分野の専門性を活かしながら、それぞれの相談機関が連動・連携していく体制を整備していくことが、事業の方向性となっています。

福祉まるごと相談窓口は、庁舎1階の福祉課窓口のすぐ横に開設しており、場合によっては相談室での相談対応を行っています。相談実績は、こちらのとおりです。開設以来、相談件数は増加しています。まるごと相談窓口が庁内や関係機関に周知されてきた事と、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で経済的な相談が増加した事も大きな要因と思われます。

地域力事業については、方向性としては、新規の事業を立ち上げるというよりも、現在実施しているものを活用し、それぞれの役割を担っていけそうなことから始めようというものになります。その中で、地域の様々な相談の受け止め・地域づくりの場として、福祉ネットワークづくり検討会をご紹介させていただきます。「ほっとネットいよし」の名称で、伊予市社会福祉協議会が事務局となり、実施している事業です。参加団体として、民生児童委員協議会や高齢者関係事業所・障がい関係事業所、行政、社協と様々な機関があり、本庁地区だけでなく双海や中山地区においても、それぞれ活動されている団体も参加しています。ほっとネットのメンバーや関係のみなさんと連携・つながりを強化していくことで、それぞれの地域の相談を包括的に受け止める場の確保にもつながるのではないかと考えます。

そして、今後は、社会福祉法人の「地域における公益的取組」活用について、関係する機関や団体と具体的な内容等含め、協議していきたいと考えています。

「ほっとネットいよし」ですが元々は、平成27年に県社協主催の権利擁護セミナーを伊予

市で開催した際、企画会議メンバーとして集まっていた団体をベースに集まっています。参加団体としてはこちらにあるような機関の固定メンバーが集まり、月1回定例会を開催しています。内容は、各機関の事業紹介や施設見学、困っていることの検討や認知症や障がいについての勉強会や研修会などを行ってまいりました。高齢者や障がい関係の各事業所等から集まり「分野を超えたネットワークの構築」を目指し、専門職間の意見交換等をする場となっています。新型コロナウイルス感染症の影響で、小規模での開催となりましたが、10月と11月に地域の福祉関係者を招いた座談会を開催しました。10月には「認知症の人が、私たちを繋ぎ、地域を支える」愛大：谷向先生、宅老所あんき：中矢先生。11月には「ドーンと来い!8050」フレキシブルセンターウィルビィ：五島先生。今後も座談会を開催し、福祉関係者だけでなく当事者や地域の方にも参加の輪を広げていきたいと思っています。

また、「注文を間違える料理店」これはご存じの方も多いと思いますが、2017年東京で開催され、ホールスタッフ全員が認知症の方で料理はプロのシェフ、注文をまちがえることがあっても「どれもおいしいし、まあ、いいか」というおらかな気持ちが世界中に広がることを目指した活動で、多くの自治体・企業・個人にその輪が広がりつつあるようです。ほっとネットでこの伊予市版「ちいさな幸せが見つかるカフェ」の開催を予定していましたが延期となっている為、感染症が落ち着けば開催の調整を行う予定です。まだまだ課題もありますが、とりあえずみんなで集まって何かやろうという気持ちを大切にやっています。

また、昨年の社会福祉法改正に基づき新たな事業「重層的支援体制整備事業」が創設されました。地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設するもので、市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設するもので「地域共生社会」実現に向けた仕上げともいえる事業となっております。

本市においては、移行時期は未定としていますが、来年度は移行準備事業というかたちで、包括的支援体制構築事業を実施、発展させていきたいと考えています。

まだまだ課題がありますが、人や団体・組織それぞれのつながりを大切にしながら、だれ一人取り残さない支援に少しでも近づくように努めていかなければならないと思います。以上で包括的支援体制構築事業の説明は終わります。

(議長)

伊予市地域福祉計画の進捗ということで、計画の進捗状況と包括的支援体制構築事業について事務局から説明がありました。

もう少しここを聞きたいとか、もっとこんなアイデアがあるのではないかなというような御発言をいただければと思います。いかがですか。

最初は私のほうから。

成果指標の話があったと思いますが、原因や課題、または到達目標に近づいている部分について、どの事業でどのような成果が上がっているのか、事務局で整理できているようであれば聞かせてください。

(委員)

福祉まるごと相談窓口での相談件数がだんだん増えていっていますよね。相談窓口についてはどのように周知して、どういうところに気を遣ったのか。

それから、この窓口では相談しにくいようなプライベートな内容の相談はないのか。

(事務局)

御質問ありがとうございます。

周知に関しましては、今日の審議会でも配布をしているチラシ等を使いまして、関係機関が集まる機会に配布することが主なところになっております。あとは、福祉課の窓口や庁内等にも同じチラシを配布しており、チラシによる周知と、関係機関が集まった際に事業の説明等をさせていただくようにしています。

件数の伸びに関しましては、先ほどの説明の中でも少しお話しさせていただきましたが、よろず相談のような、福祉に直接関係がない相談案件も件数に入れさせていただいています。特に今年度に関しては、新型コロナウイルスの感染症の影響もあり、経済的な相談に関する件数が多くなっています。

窓口のほうで相談しにくいことに関しては、窓口のすぐ横に個室の相談室がありますので、そちらで対応させていただくようにしております。

(委員)

ありがとうございます。

(議長)

福祉まるごと相談窓口の相談実績の件数は、1階の窓口だけの件数ということでいいのでしょうか。

(事務局)

窓口の件数と、関係機関等から受けた相談や情報提供も件数に入れております。

(議長)

1階の窓口だけでいうとどれぐらいの割合なのか、集計はされていますか。

(事務局)

正確な数値ではないかもしれませんが、御本人、御家族からの相談という形に絞りますと、大体年間100件弱ぐらいで、あと関係機関からの相談です。今年度は特に社協からの困窮関係の相談が多かったため、令和2年度に関しては数値が上がっている状況です。

(議長)

ありがとうございます。

(事務局)

補足です。先ほど担当から、新型コロナウイルスの影響で経済的な相談に関する件数が増加したとご報告させていただきましたが、令和2年度の相談の内容については、社会福祉協議会で昨年度から始まった緊急小口資金の特例貸付けに関する相談が多くを占めています。

(議長)

ありがとうございます。

相談窓口を充実させていくという観点で、御提案をいただきたいと思います。ないですか。そのほかのことでも大丈夫です。

伊予市包括的支援体制構築事業についての課題ということで、福祉まるごと相談窓口における支援体制の強化や、他の相談窓口と連携する仕組みづくり、福祉ネットワークづくり「ほっとネットいよし」の参加事業者との連携があげられていました。

この活動計画の報告を受けて、感想でも大丈夫です。いかがですか。

(委員)

数値目標というのは、達成率が分かるのでよいのですが、この中でデマンドタクシーの利用者数が減っていることに関して、登録者の高齢化等により減少傾向にあると書いています。2025年の数値目標は8,500になっていますが、数値目標として妥当なのか。経済雇用戦略課では、デマンドタクシーの重要性や今後の位置づけとしてどのように考えているのか。利用者数がだんだん減っている状況ですが、目標値の見直しは考えているのですか。

(議長)

では、事務局。

(事務局)

こちらの数値については、経済雇用戦略課に確認したところ、登録者の高齢化等により減少傾向にある中、目標値が少し高いということで、今後見直す予定はあるという回答をいただいています。ただ、今回は昨年度までの報告ということで、もともとの目標値を載せさせていただいています。

(委員)

デマンドタクシーは、コミュニティバスが利用できないような、双海や中山のようにタクシーとか大きな路線バスがなくなったところでは絶対不可欠なのです。登録者数が減っているから目標値を落とすのではなく、そこに付加価値をつけるような発想をしていただきたいというのが結論です。

(事務局)

デマンドタクシーにつきましては、委員さんがおっしゃるとおり、本当に双海地区、中山地区における重要な問題になってきますので、こちらの指数につきましては、簡単な人口減少や高齢化率を言うのではなく、経済雇用戦略課とも協議をさせていただいて、利用につながる指

数に基づく形で進めさせていただきたいと思います。

(議長)

数字の目標設定値をどうするかというのはとても難しい話で、例えば先ほどのコミュニティバスを利用できる場所は、デマンドタクシーがなくても問題がないかもしれない。ただ、将来どれぐらいの人口になるのかを踏まえて、デマンドタクシーを必要とする人に向けた利用率のようなものを計算すると、実体的な目標値になるのではないかと思います。

この件については、会が出た意見として経済雇用戦略課にお伝えいただければと思います。ほかの皆さん、いかがでしょうか。

(委員)

私も今の話の続きで。

(議長)

それでは、委員。

(委員)

では、二点ほど。

デマンドタクシーの利用者数について、目標値というところは経済雇用戦略課とお話をさせていただけたらいいと思います。とはいえその一方で、計画の中で、例えばデマンドタクシーが利用しやすくなるような仕組みをつくることは必要だと思います。恐らく次期の第4期の計画にも関わるとは思いますが、重層的支援体制整備事業が今後スタートしますので、交通の面に関しましては、経済雇用戦略課を巻き込んで何らかの方策を立てていくのがいいかと思います。

指標として出ている介護予防教室というのは、人数がとても増えていて、成功していると言えると思います。例えば、デマンドタクシーを利用される方と、この介護予防教室の取組をつなげて、介護予防教室に参加をしたらデマンドタクシーの利用に関して何らかの特典があるとか・・・そういうことは、これから戦略的に考えていけると思います。介護予防にみんなが努めて、そのポイントをもらうと、デマンドタクシーが何割割引とか。地域福祉計画で、重層的支援体制整備事業が下りてきたことによって、このような戦略はよりやりやすくなると思いますので、数値目標の見直しだけでなく、具体的な取組自体についても経済雇用戦略課等と話しを進めていただきたいと思います。

二点目は福祉まると相談窓口についてです。こちらについては、地域包括ケアのラインや、福祉の連携の仕組みづくり、庁内プロジェクトチームの包括化推進会議も実施されています。このようなことは、愛媛県の中でも実施しているところは少なく、ほかのところではあまりできていないため、伊予市の仕組みづくりとしてかなり評価できる場所だと思っています。

今後、これをより進めていくということになると、例えば8050やダブルケアなど、いわゆる

複合的で難しい課題が、福祉まるごと相談窓口に集まってくるような仕組みをつくっていく必要があるだろうと思います。

今後の方向性として、先ほど会長からお話がありましたように、対象者ごとに既存の相談窓口があるわけですから、そちらにつなぐ部分はあっていると思います。ただ、その一方で、対象者ごとの窓口だけでは対応できない問題も多分いっぱいあるのではないかと思いますので、そのような情報を福祉まるごと相談窓口につないでいく仕組みが必要だと思います。

例えば、子ども・子育ての相談窓口で受けた相談ではあるけれど、よく聞いてみると家族の課題や介護の課題を抱えていたというような問題はいっぱいあるはずです。そのような問題が出てきたときに、福祉まるごと相談窓口のほうにきちんと情報が上がってくるように、もう少し徹底したほうがいいのかなど。そうしないと、もちろん生活困窮の問題も大事ではありますが、そこで数字が伸びてしまうと、福祉まるごと相談窓口のそもそもの設置目的からずれてしまうと思います。なので、特に複合的に難しい課題を抱えておられる方々が、福祉まるごと相談窓口につながる仕組みを今後考えていっていただきたいと思います。

そのためには、後ほどまた出てくるとは思いますが、活動計画にも書かれておりました社会福祉法人連携です。伊予市の行政の相談窓口以外にも、各福祉関係の施設には相談員がおられて、窓口もいっぱいあります。その相談窓口では、恐らく今言っていたような、その相談窓口だけでは解決しないような相談がいっぱいあるはずです。社会福祉法人連携によって、そのような情報も福祉まるごと相談窓口を集まってくるような仕組みをつくることができれば、福祉まるごと相談窓口を設置した目的につながる情報が集まってくるのではないかと。その仕組みづくりを、社会福祉法人連携とつなげて今後考えていっていただければと思います。

(議長)

ありがとうございました。実践的な御意見があって、すごく心に染み入るようなお話だったと思います。

はい、委員。

(委員)

より具体的な質問をさせていただきます。14ページの進捗状況のところの基本目標の4の(5)です。利用者の保護・権利擁護の部分ですが、成年後見制度の普及・推進という部分が上げられています。今現在、伊予市も全国的にもですが、独り暮らしや独居老人などが大変増えていると思われまます。その中で、その方たちによりきめ細やかにこういう情報を提供していくためには、どのような工夫をされて、どういうふうに周知されているのか、その方法についてお聞かせください。

もう一点は、21ページの課題と今後の方向性のところに、庁内外との連携支援体制の強化に加え、と書いていますが、具体的にどのようにしているのか、今後取り組むための方法について、案があれば教えてください。以上です。

(議長)

今の二点について、事務局から回答できますか。成年後見制度の周知方法と、21ページの庁内外との連携というのはどのようなことをしようとしているのかということですが。

(事務局)

一点目の、成年後見制度利用支援事業の権利擁護制度の推進ですが、去年ぐらいから権利擁護については会が進んでおり、長寿介護課から会の報告を受けていますが、こちらについてはまだ、会の報告を受けるという形で終わっている状況です。

今後は、長寿介護課だけではなく、市民福祉部、また社会福祉協議会にも権利擁護の事業もごございますので、そのようなところと連携しながら進めていかなければならないと感じています。

(事務局)

今後のことにはなりますが、次期の地域福祉計画においては、成年後見制度の利用の促進に関する促進基本計画に基づいて、成年後見制度の利用促進基本計画を含んだ形で地域福祉計画を策定できるよう、長寿介護課と調整中です。

(議長)

庁内外の連携については。

(事務局)

庁内外の連携体制の強化については、市民福祉部に関してはプロジェクトチームで定期的集まっている状況ですが、先ほどの委員さんからのアドバイスを受け、庁内でもプロジェクトチームとしては参加していない課とも必要に応じて協議、連携できるよう相談を行うことや、庁外については、先ほども御説明した「ほっとネットいよし」との連携等が強化につながるのではないかと考えています。

(議長)

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(議長)

その辺りも今後進めていただけるといいと思います。

あと、いかがでしょうか。

(委員)

いわゆる一般的な独居老人というふうに言われている方について。私も高齢者の老人会として、この問題も何回か取り上げています。独居の人をどのように把握して、守ろうとしているのかということが大きな課題だと思います。

プライバシーの問題もありますので、いろいろ難しいとは思いますが、最終的には市が独居の方を把握し、守っていかなければならないと思います。

(議長)

ありがとうございます。

市だけが取り組む問題ではないとは思いますが、市役所の対応も大事だと思いますので、そのあたり意見を。

(委員)

はい。

(議長)

では、実際に見守り員をされている委員さんから。

(委員)

高齢者見守り員は伊予市内に100名ほど任命されています。見守り員は、独居老人を中心に定期的に訪問して、安否確認や相談の受付を行っています。伊予市の場合は、組織がきちんとありますので、安心していただければと思います。

(議長)

では、委員さん。

(委員)

高齢者見守り員と民生委員は、お互いに情報交換をいただいているとは思いますが。

ただ、独居になり見守りを希望する場合、本人が市役所に申請するのか、市役所が把握して申請を促すのか、ここが問題なのです。

自分でできる範囲のことは自分ですするという気力を持っている方も多いたとは思いますが、やはり、独居であるかということについて把握はしておくべきだと思います。

(議長)

ありがとうございます。

把握の仕方については、市でしょうか、社協ですか。見守り員をされている委員さんはどのように把握していますか。

(委員)

市役所や社協から、この方は独居ですという案内はありません。私たち地域の者が情報を収集してお声かけさせていただくようにしています。御本人が希望された場合、新規で見守りの対象となりますが、独居の方を100%把握できているという状況ではありません。

(議長)

事務局はいかかですか。

(事務局：社協)

この件について常々感じていることですが、大事なのは、本人がどのようにしたいと考えていらっしゃるかということだと思います。

社協が見守り員についての事務局をしています。住民の方の台帳等は一切持っていません。

ん。見守り員さんや民生委員さん、区長さんや広報委員さんなど、地域の方と一緒に考えて進めていく形です。

制度上、難しいところを少しずつ埋めていきたいと考えていますので、御理解いただければと思います。

(議長)

100%の対応は難しいとは思いますが、そこは地域の力も使って努力する必要があると思います。

それから、独居の方も元気なときには放っておいてほしいという話も結構あると思います。ただ、本当に困ったときに声を上げられるように、制度や相談窓口の周知など、広報等をしていく必要があると思います。そのときに、市、社協、民生委員、見守り員の方や、あるいは福祉のサービス事業所の方など含めて、連携していくことが大事になります。

誰かが専門家に言えばいいということではなくて、自分ができることで何か関わっていけるような、「我が事・丸ごと」という意識が広がっていくといいと思います。皆さんぜひ、これからも御協力をお願いします。

地域福祉計画の話が続いたので、福祉活動計画に一旦移って、皆さんの御議論をお伺いできたらと思います。

それでは、社会福祉協議会から。

## (2) 伊予市地域福祉活動計画の推進状況について

(事務局：社協)

全体の内容について、22ページから24ページまでの、第3期しあわせのまちづくり計画（地域福祉活動計画）の進捗状況と題した資料を作成しています。その資料の、一番右の欄に取り組み状況を記載していますが、前年度に引き続いて実施しているものは内容を変更していません。今年度、新たに実施したものは追加し、研修会のように、昨年度と違った内容になったものは、今年度のものに入れ替えています。

ご存じのように、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、皆様に集まってもらう形式を取ることが多い社協の事業を実施することが困難でありました。そのような中で感染症への対処方法等の情報を入手して、方法を探り活動を行ってまいりましたが、新しい取り組みや、昨年度課題としてあがっていた、地域の皆様と一緒に制度を作り上げていく活動などができていません。まだまだ先が見通せませんが、これらのことに順に取り組むたいと思っています。

今年度特に報告する事項について、全体としてはそこにあるとおりですが、25ページ以降で、今年度報告をしたいものを順にご説明します。

一つめに、福祉教育の実施です。25ページからですが、基本目標①の施策エの活動です。

今年度はご存じのように新型コロナウイルス感染症の影響で、人が集まる活動はなかなかできませんでしたが、この福祉教育につきましては、学校からの要望が多く4回実施させていただきました。総合的な学習の時間に福祉体験を行い、高齢者や障がいのある方への理解を深め、自分たちにできることは何かを学習してもらいました。

7月10日に由並小学校の4年生8名に車椅子体験とアイマスク体験を、9月28日に郡中小学校の4年生197名に車椅子体験とアイマスク体験と高齢者疑似体験を、11月17日に北山崎小学校の4年生27名に車椅子体験を、11月18日には再度由並小学校で点字体験等をしてもらいました。例年は当事者の方と交流をしていましたが、新型コロナウイルス感染症によりそれができないので、社協の福祉教育がその代わりになって良かったと言っていました。

また、伊予小学校には高齢者疑似体験セットの貸し出しをしました。学校も積極的に取り組んでいただいていますので、そこにある課題を解決して、より一層充実した福祉教育ができるようにしていきたいと思っています。

二つめは、伊予市社会福祉法人連携会議です。26ページからですが、⑤のキの活動です。昨年度、法人連携のための準備会を開催し連携推進をしていることについてご報告しましたが、今年度組織づくりができました。年度当初に設置する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で時期を遅らせ、10月に立ち上げをすることができました。10月20日に連携会議設置要綱が成立し、代表は社協の上本会長に決まりました。市内の社会福祉法人及び施設等の8団体が、情報を交換しお互いに協力して、伊予市における地域公益活動を行うことになりました。

また、会議において、柳澤施設長から施設における感染症の発生とその対応について発表があり、参加者がノウハウを共有することができました。その後、池内理事長から、入手した建物を地域の交流施設や私的な地域の避難所としての活用をすすめていること、地域との協定、避難時のアレルギー対応食品の確保や児童専門の避難所がない問題等について有意義な発言があり、今後の取り組みの参考になりました。27ページの要綱第3条にある各法人等の協働のもと地域公益活動を行っていきます。

三つ目は、生活福祉資金貸付事業です。28ページになりますが、④のオの活動です。低所得者世帯等に対し、資金の貸付けや必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援する事業です。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業や給与の減少に伴い生活環境が変わった方に対しての特例貸付が令和2年3月25日から開始され、3年の3月末まで受付をすることになりました。

この貸付により生活再建を行い、また生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、より効果的・効率的な支援を実施することで、生活困窮者の自立促進を図っていますが、非常に多い件数で大きな金額になっています。

令和3年1月1日現在の貸付状況について、1番の、特例貸付の緊急小口資金ですが、これは、感染症の影響による収入の減少により、生活が成り立たなくなっている方の世帯に最高20万円を貸付するものですが、186件あり、総額35,400,000円になっています。

2番目の、特例貸付の総合支援資金ですが、こちらは、緊急小口を借りている方が感染症の影響が続き資金が必要な場合に、20万円を3ヶ月、最長の場合はもう3ヶ月延長の貸し付けを受けることができるもので、緊急小口と合わせて、140万円借りている方もいます。こちらは160件になり、総額83,340,000円で、緊急小口と合わせた特例貸付の合計は118,740,000円になっています。感染症の影響により大変な状況になっている方たちのために、国が当初9月末であった申請期間を12月末、3月末と2度の延長を行っているので、現在も手続きをしています。担当職員3名は生活困窮者自立支援事業も兼務しており、また、その他の権利擁護事業も担当しているので、必要により貸付以外の事業につなげ、全体で支援するようにしています。また、他の職員も受付等に協力し、社協全体でこの事業に取り組んでいます。

3番目は通常貸付で、給料が入るまでの一時的な資金の借入等で、昨年度は10件でしたが、今年度は現在までに2件となっており緊急小口資金100,000円とつなぎ資金30,000円になっています。説明は以上です。

(議長)

今の説明を聞いて、皆さんからなにかありますか。

(委員)

生活福祉資金貸付事業について、これは社協が財源を持っているわけではなくて、国から交付されたものを貸していくというような形になるのですか。この1番、2番、3番ですが、審査はどのような形を取りながらやっているのでしょうか。とにかく早めに対応しないといけないと思いますが、審査については国の指針があるのか、それとも伊予市社協独自で審査基準があるのか、教えてください。

(事務局：社協)

審査については、市社協から県社協に上げて、そちらで決めていきます。ただ、財源や審査基準は国から下りてきており、債務の権利は県社協が受け持つという形になっています。伊予市で受け付けた方については、伊予市社協で聞き取りを行い、申請書を整えて県社協に提出しています。

(委員)

それは、県社協の事務方が大変なのか、それとも伊予市が書類をつくるのが大変なのか。大体どれぐらいで決裁をするものなのですか。

(事務局：社協)

両方とも大変です。県社協の場合は、愛媛県下全域から申請書が上がってきますので、分量も多く、人員体制を強化しながら進めています。伊予市社協についても、職員3人で対応して

も大変な状況ですが、生活困窮者の話でも出たように、その方が困っているならばどうかしなければということを考えて、相談に対応するよう心がけています。

(議長)

実際に貸付けを受けた人について、貸付が遅くて困った等の意見があれば聞かせてください。

(事務局：社協)

申請書等に不備がなければ、数日待てば次の週あたりには振込があるというレベルのスピードで進んでいますので、入金が遅くて困るというような御意見は、現在まで私のところには上がってきていません。

(議長)

スピーディーに対応できて、いい形で進んでいることが分かりました。

ほかの項目もありますか、いかがですか。

では、私から。福祉教育の実施内容について、いろいろな疑似体験をすることで、高齢者や障がい者の当事者意識を学ぶことはできていると思います。ですが、自分たちにできることは何かということ子どもたちが考えることができているのかという点について、何かお話はありますか。

(事務局：社協)

学校から子どもたちの感想を送っていただいた中には、自分たちの身になって何かしなければならぬという感想は多く届けられていると思います。

(議長)

当事者意識を持つという意味では、成功しているという考え方でいいのでしょうか。

あと、いかがですか。では、委員さんから。

(委員)

今の福祉教育の部分について、25ページの資料にもありますが、小学校の体験活動、交流活動を中心とした学習が進められています。ただ、先ほど言われたように、高齢者や障がい者の立場を少しでも理解できるように当事者意識を持つということプラス、今日の市の取組などを知る機会も、小中学生にとって大事なことだと思います。体験にプラスして、出前授業のようなものでそういった取組を学ぶ機会もあればいいと思います。できるだけ具体的な事例を入れていただきながら、小学生、中学生それぞれの立場に合わせて、キャリア教育を含めて実施できるといいと思います。

(議長)

ぜひこれから取り組めればいいですね。あと、委員さん。

(委員)

二点、福祉教育と社会福祉法人連携のことについて。

まず福祉教育についてですが、コロナ禍ということもあり小学校から連絡をいただいて実施できたということは、大事なことだと思うので、まずはこれを継続して文化にしていきたいと思います。当事者性を高めるような福祉教育の指導内容について、恐らく子どもたちからのよいフィードバックもあると思います。ただその一方で、車椅子やアイマスク体験については、今までも全国的に言われてきていることですが、逆にマイナス感情を抱いてしまうという・・・例えば、高齢者体験や障がい者の方と直接会うことによって、私はこういう人たちと関わりたくないというような感情が生まれることもあると言われていました。

なので、そのようなマイナスの感情を抱いた子どもたちに対して、マイナスの感情が和らぐような取組についても考えていただければと思います。

それについては、愛媛県社協も出している郷土愛を育む福祉教育というところで、冊子にまとめていますので、参考にいただき、指導内容等を今後工夫して発展させていっていただければと思います。

一つできるかなと思ったのは、先ほどからお話が出ている、高齢者の見守りです。民生委員さんや高齢者見守り員さんがされていることを実際に子どもたちが聞いて、場合によっては一緒に訪問などができれば、訪問された高齢者の方も子どもたちが来てうれしいということもあると思います。高齢者の見守りと福祉教育を絡めているところは結構ありますので、そのようなことも工夫してできるのかなと思いました。

二点目、社会福祉法人連携について。私は2017年から愛媛県社協とモデルをつくり、社会福祉法人連携を各市町単位でつくっていきましょと取り組んできたので、伊予市が加わっていただいたことは大変ありがたいと思っています。愛媛県では、法人連携をしている市町がそろそろ10を超えてくるというぐらい増えてきたので、法人連携をしている市町の取組を参考にしていきたい。法人さんにとっても、あまりいきなり人や物、お金がかかるような重たい取組をすると、やはり少ししんどいのではないかと私は思います。なので、できるところからスタートすることがいいと思います。

各法人さんには相談窓口があり、相談員がおられます。ただ、各法人さんの中だけでは解決できない課題もありますので、その情報がしっかりと福祉まるごと相談窓口に伝わり、対応できる仕組みづくりをするということは、まずスタートできることだと思います。

それからもう一つは、先ほど地域福祉計画に出てきた、権利擁護の問題です。権利擁護に関しては、私も愛媛県内で関わってはいますが、伊予市は少し弱い部分があると感じています。

例えば西予市さんでは、各法人さん同士で、ほかの法人さんのサービス利用者の方の後見人になるという仕組みをつくられています。法律の関係上、サービスを提供している施設や法人では後見人はできないのです。でも、別の法人ならできるわけです。ということは、社会福祉法人の中で連携をしていただいて、そしてお互いの法人後見ができるような連携の仕組みができれば、後見人確保につながり、成年後見を利用できる人たちが増えてきます。人もお金もそ

んなにかからないような取組を行っている市町もありますので、ぜひ参考にして発展させていただければと思います。

(議長)

ありがとうございました。

福祉教育や法人連携の在り方について随分示唆をいただきました。

あと皆さん、いかがですか。

(副会長)

福祉課や社協からいろいろお話がありましたが、福祉まるごと相談窓口について、これは非常に助かっています。特にコロナの関係がありましたので、多くの人が相談に行かれたと思いますので、今後もそれぞれの担当課と連携を取って進めていただければ、本当にありがたいです。

独り暮らしの問題も出ていましたが、今は75歳を超えていても元気な人が多いです。ただ、困っているけれど人になかなか言えないという方もいらっしゃるかもしれません。民生委員さんや、高齢者見守り員さん、また広報委員さんなど、地域の方から市や社協に情報を提供していただければありがたいなと思います。

福祉教育についてですが、これは社協に教材がそろっていますので、ぜひ活用してほしいと思います。指導内容については、今後も研究していければと思います。

成年後見については、市長からの申出があった場合に社協が受け持っています。これも大変な仕事ではありますが、担当も一生懸命対応しています。お互いが楽しく生活できるような方向性をつくっていきたいと考えています。

最後に、昔の人とはとにかく家族の中で助け合うというのが基本でした。現代は、核家族化や単身世帯の増加によって、なかなかうまくいきません。その上に、地域のコミュニティーも薄れつつあります。本日の発表のように、様々な課題を背負いながらも、公助、互助、共助、地域の方々の助けを借りながら、地域共生社会の実現に向けて頑張っているところであります。

どうぞ福祉の関係者の人たちは、それこそ福祉計画、福祉活動計画、また新型コロナウイルス感染症の対策も含め、やるべきことはしっかりとやって、支援をしていき、高齢の方を守っていただきたいと思います。

(議長)

副会長さんにまとめていただいた部分がありますが、福祉計画や活動計画について、これだけは言っておきたいということはあるですか。

(委員)

地域福祉計画の92ページに、前回のアンケートのまとめがあります。高齢者のところの一番下に「伊予市全体高齢者が安く入所できる施設が欲しい」という御意見が入っています。

伊予市の中に、安くて入所できる施設があれば教えていただきたいです。

(事務局)

伊予市で高齢者が安く入所できる施設はないような状況です。

ただ、独り暮らしで収入の少ない高齢者の方については、養護老人ホームという施設があります。審査もありますので、希望したからといって必ずしも入れるということはありませんが、組合として松前町と松山市にあります。

あとは、グループホームなどもありますが、家賃等を含めて10万円を超えるような状況です。ここで言う安く入れる施設というのは、ないような状況かと思います。

(委員)

私の認識では、特別養護老人ホームは安く入れると思うのですが、要介護3以上という限定があります。要介護2以下の方は入れないとなれば、国民年金の低収入の方、低年金の方が独り暮らしをすることが難しくなったときに行き場がないのではないかと思うのです。

やはり、住み慣れた場所で施設に入って安心して生活ができる場をつくるのが大事ではないかと私は感じています。伊予市にそういう施設がないということが、ずっと心に引っかかっています。次の第4期の計画においては、低所得者や低年金者が安心して生活できる、そういう場をつくるという点を計画に入れていただきたいと思い発言させていただきました。

(委員)

高齢者福祉に関わる者として発言させてください。

一つはケアハウスというものがあります。そちらに関しては、介護度が2以下の方でも、自立された方でも入れる条件にはなっています。そういうところは自身の収入によって自己負担が決まることになっています。

介護保険などのサービスになると、自身の収入プラス扶養者とか自身の年金や貯金によって自己負担が決まることになりますので、収入があれば自己負担は必然的に多くなってはきます。ただ、介護保険の理念に基づきますと、収入があり、国民年金をたくさん持っているような団塊の世代の人たちは、サービスの充実している施設を自分で選べるようになっています。低収入で、そのような選択が難しい人に関しても、いろいろな減免の措置を取っているのです。絶対に施設に入れないということはまずないのではないかなと私は思っています。絶対ということはないかもしれませんが。

(委員)

遠回しに言って申し訳なかったのですが、ぜひ伊予市内に養護老人ホームをつくる計画をお願いしたいと私は思っています。

(委員)

養護老人ホームは単独ではないのか。

(事務局)

単独ではないです。

(委員)

そこらあたりの仕組みは・・・

(委員)

単独でできますよ。

(事務局)

伊予市単独としての養護老人ホームは、ありません。先ほど申したように、伊予市伊予郡の組合と、松山広域事務組合の2つに対して、伊予市は組合構成団体として組合運営に関わっているという状況です。

このあたりは、長寿介護課が策定している高齢者福祉計画などにも関わってきますので、委員さんからそのような御意見があったという形で伝えさせていただければと思います。

(議長)

ほかにありますか。

(委員)

先ほどの独居老人に関連して。高齢者見守り員という制度は伊予市独自の取り組みで、非常にすばらしいことだと思います。

また、独居老人の方に対しては、緊急通報装置を設置できる制度もあったと思います。ただ、独居になった方でも、その制度の利点等をご存知ない方もいらっしゃると思うので、チラシ等で広報に努めていただきたい。市と社会福祉協議会が連携を密にして、しっかりと高齢者を見守ってほしいと思います。

(事務局)

今の御提言については、担当の長寿介護課にも伝えさせていただきます。

福祉課では、先ほどご説明したように、福祉まるごと相談窓口などにおいて、相談者が独居の場合には、必要に応じて長寿介護課や包括支援センター、民生委員さんや見守り員さんにつなげていくよう努めています。

行政や各法人、関係団体の皆さんと情報連携を行い、独居の方でも伊予市で暮らしやすい体制を構築することが今後の目標だと考えていますので、御提案、御指導がありましたら、申出いただければと思います。

(議長)

そろそろ終わりにしたいと思いますが、ほかにありますか。

(事務局)

遅くなりましたが、議事1の最初に、会長さんから御質問いただいていた、配付資料15ページの総合計画に基づく成果指標についてお答えします。

目標値に対する数値の増減の要因ということで御質問をいただいていたかと思いますが、所管課から数値は上げてもらっているものの、具体的な要因というのはこちらでは把握できて

いないのが事実です。ただ、例えばコミュニティバスの利用者数については、本格運行に向けた実証運行により、利用者のニーズを把握した結果が利用者数の増加として表れているのではないかというような増減の要因はあると思います。

この目標数値につきましても、第2次総合計画が今年度で5年を迎えて、前期基本計画が終了となります。今現在、残り5年の後期基本計画ということで、成果指標や目標数値については各所管課において見直しを行っています。地域福祉計画の進捗状況についても、来年度には各所管課が見直した目標数値をもとに検証したいと考えていますので、御理解いただければと思います。

(議長)

それでは、地域福祉計画、活動計画の進捗については終わります。皆さん、貴重な御意見をありがとうございました。

次に今後のスケジュールについて、事務局からお願いします。

### (3) 今後のスケジュールについて

(事務局)

第4期、2023年度～2027年度の計画策定に向けたスケジュールについて御説明します。

はじめに、こちらは伊予市総合計画をはじめとした、地域福祉計画に関連する行政計画の計画期間一覧です。地域福祉計画は令和2年度が3年目の中間年となっています。この中で、一番下に記載している成年後見制度利用促進基本計画について、簡単にご説明させていただきます。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目標として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見制度利用促進基本計画」を国が策定しました。その中で、市町に対しても、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めることが明示されたことから、本市においても、市民の権利が守られる地域づくりを目指し、関連計画である伊予市地域福祉計画の次期計画内において、整備する予定としています。

具体的なスケジュールについてですが、地域福祉計画は今年度3年目の中間年となるため、来年度以降は現在の計画推進と並行して、次期計画の策定に向けて進めていくこととなります。令和3年度4月1日付で審議会委員の任期満了に伴う委嘱替えはありますが、策定の流れについてご説明させていただきます。お手元の資料31ページも一緒にご覧ください。

計画の検証、見直し、ニーズ調査のためには、現計画と同様、アンケートの実施や地元懇談会の開催が必要であると考えています。アンケートについては、第3期と同様、無作為抽出した20歳以上の市民2,000人と、民生児童委員102人を対象に実施を検討しています。アンケートの内容については、事務局で作成し、次回の審議会にて提案したいと考えています。

地区懇談会の実施については、社会福祉協議会が中心となり実施します。第3期計画の策定時には、大平・中村・郡中・上野・中山・双海の6地区ごとに、2回ずつワークショップ形式で

実施しました。懇談会の概要については、冊子74ページから掲載しています。第4期計画についても、前回までの懇談会を振り返りながら、現在の課題等について話し合えるよう、6地区ごとの開催を考えています。

これらを踏まえて、第4期計画の素案を作成し、令和4年度の第1回審議会において、内容の協議を予定しています。その後、必要に応じて審議会を開催したあと、令和5年1月には、意見公募を開始し、市民の方からの意見の提出を受けたいと考え、スケジュール案を作成しました。

委員の皆様のお意見をお伺いできればと思います。事務局からの説明は以上です。

(議長)

以上のような形で、第4期の計画案に向けてのスケジュールが表明されました。御質問や御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(議長)

4月1日に委員の委嘱替えはありますが、様々な立場で皆さんに御協力をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

熱心な御協議をいただきありがとうございました。残り2年ある計画をよりよいものにしていくために、中間時点の報告として成果目標の話がありました。達成しているかということは、数字としては分かりますが、やはり、なぜというところが大事だと思います。

さきほどお話のあったデマンドタクシーについても、他の課と協議や連携の場つくることで、効果が期待できると思いますので、ぜひそういう取組をしていただきたいと思います。

福祉まるごと相談窓口については、複合的な課題解決を受け持つところがあるというところが強みになると思いますので、今後はその点を今以上にアピールするとともに、法人連携についても併せて考えていただきたいと思います。

高齢者の見守りについては、個人情報の問題もあるため、地域力を問われる部分が多いと思います。民生委員や見守り員だからということではなく、地区や近所の人たちも含めて、関わっていこうという機運を盛り上げていくことが大事だと思います。そういうのを地域共生社会と言いますが、みんなが「我が事・丸ごと」として、問題を自分事化していけるようになればいいと思いました。

福祉教育については、当事者意識を感じてもらおうということではできているけれど、もう少し実践型の、学校外での学びも含めて考えていくと、よりよい福祉教育につながっていくのではないかという御意見を出していただきました。

また、生活福祉資金については大変御苦勞をかけていると思いますが、現在はどうしてもあらゆる面でコロナ対策を考えなくてはならない時期になっています。いろいろな人の力を借りながら乗り越えていけるよう、今後の2年間の活動の中にも盛り込みながら進めていきたい

と思いますので、ぜひ御協力をお願いします。

今日は本当にお忙しい中集まっていたいただき、忌憚のない御意見をたくさん出していただきありがとうございました。

事務局にお返しします。

(事務局)

会長、議事進行ありがとうございました。また、各委員の皆様、長時間にわたっての御審議、本当にありがとうございました。

以上をもちまして令和2年度第1回伊予市地域福祉計画策定審議会、伊予市地域福祉活動計画策定審議会を閉会いたします。ありがとうございました。